

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）28条5項及び24条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和3年4月9日付けの生活保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った法28条5項及び24条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求人と請求人妻は、住民基本台帳法の別世帯であり、かつ、生計費は別である。請求人妻に対して処分庁が調査権を有するか否かは、処分庁と協議を重ねた結果、処分庁に調査権なしということで決着している。

請求人の世帯収入は、請求人の令和2年分の公的年金年額220万4528円と請求人妻の44万6563円を足して2で割った額を月額にした11万462円である。これは配偶者分割課税方式という名で、ドイツ国税務署が広く採用しているものである。そし

て、処分庁は、請求人の世帯収入が同額であることを知っているのだから、処分庁が請求人の収入額を21万円と算定したことは誤りである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年9月10日	諮問
令和3年9月16日	請求人から口頭意見陳述申立書を收受
令和3年11月16日	審議（第61回第4部会）
令和3年11月22日	請求人へ口頭意見陳述を実施しないことの通知を发出
令和3年12月21日	審議（第62回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣が法8条1項の規定に基づいて定めた保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基と

し、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとし、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 住宅扶助

ア 保護基準別表第3・1は、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1級地では月額13,000円以内とし、同第3・2は、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（限度額）の範囲内の額とするとしている。そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「限度額通知」という。）1・(1)によれば、保護基準別表第3・2の規定に基づく、都内における住宅扶助の限度額として、〇〇市を含む都内の1級地における1人世帯の住宅扶助費の限度額については、月額53,700円（15㎡超の場合）とされている。

イ 限度額通知1・(2)・イは、住居等の床面積は壁芯計算によるものとし、1㎡未満は切り上げるとしている。

(3) 扶養義務

ア 法4条2項は、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものと定めているところ、民法は、752条において夫婦は互いに協力し扶助しなければならないと定めている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第5は、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待で

きる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。」としている。

(4) 世帯の認定

法10条は、保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとしている。

世帯の認定の方法について、次官通知第1は、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。」としている。

なお、局長通知第1・2は、同一世帯に属していると認定されるものであっても、世帯分離して差し支えないとする場合として8項目を挙げている。この点について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第1の8・答は、世帯分離は、世帯単位の原則をつらぬくとかえって法の目的を実現できないと認められる場合に例外的に認められる取扱いであるとしており、その結果、同一世帯に属していると認められる者について、上記8項目に該当しないものに対して世帯分離が認められる余地はないことになる。

(5) 保護の開始

ア 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項1号に「要保護者の氏名及び住所又は居所」を、4号に「要保護者の資産及び収入の状況」を挙げている。

イ 法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があ

つたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならないと規定し、同条4項は、3項の書面には、決定の理由を付さなければならないとする。

(6) 要保護者に対する調査

法28条1項は、保護の実施機関は、保護の決定等のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求め、又は当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立入り、これらの事項を調査させることができるものとしており、同条5項は、保護の実施機関は、要保護者が同条1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避するときは、保護の開始の申請を却下することができるものとしている。

問答集問13-37・答は、保護申請時に要保護者が保護の決定のために必要な調査に協力しない場合について、当該調査が必要な理由等について懇切丁寧に説明し、それでもなお協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとならないから、実施機関は事実上決定ができないので、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきでなく、要保護者があくまでも調査を拒み、妨げるときは、法28条5項に基づき申請却下等の措置をとることとなるとしている。

(7) 官公署、金融機関等に対する調査

法29条1項は、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定等のために必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社等に、報告を求めることができるものとしている。

局長通知第12・2によれば、保護の決定実施上必要があるときは、年金事務所、公共職業安定所、事業主、保健所、指定医療

機関、指定介護機関等の関係機関について、必要事項を調査することとされている。

(8) 保護の要否及び程度の決定

次官通知第10は、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定するとしている。

局長通知第10・2・(1)は、保護の要否の判定は、原則としてその判定を行う日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行うこととしている。

(9) 保護の要否の判定の際の収入認定

次官通知第8・2は、収入の認定は月額によることとし、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとしている。

局長通知第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定するとしている。なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えないとしている。

(10) 保護の要否の判定の際の介護保険料

「生活保護運用事例集2017」（平成29年3月東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。）問6-33は、保護の要否の判定の際の介護保険料の取扱いについて、介護保険料の額は、加入する保険者の納期にかかわらず、被

保護者に適用される第一段階の所得区分の年額保険料（年度中途に保護が開始された場合については、保護開始日の属する月から年度末までの保険料）を月割して算定した額で行うとしている。

請求人が居住する〇〇市の令和２年度介護保険料第１段階の月額額は、１，６２０円である。

(11) 保護の要否の判定の際の国民健康保険料・後期高齢者医療制度保険料

運用事例集問８－２－２は、満６５歳以上の国民健康保険被保険者で、老齢年金から国民健康保険料が特別徴収されている者から申請があった場合の取扱いについて、保護開始時の要否判定の際に用いる国民健康保険料及び後期高齢者医療制度保険料の額は、減免等を利用した上でその者の収入に応じて賦課される最低限の額を用いることを原則とするとしている。

令和２・３年度の後期高齢者医療制度保険料の最低額は、年額１３，２００円（月額１，１００円）である。

(12) 新型コロナウイルス感染防止等に係る留意点

「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務における留意点について」（令和２年３月３０日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡。以下「都事務連絡」という。）は、訪問調査活動の家庭訪問について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、組織的な判断により、当分の間、緊急対応等最低限度必要なものを実施することとして差し支えないとし、年間訪問計画上の家庭訪問等を中止する場合には、電話連絡等により生活状況等を聴取するなど、できる限り生活状況の把握に努め、ケース記録にその旨を記載することとしている。

また、生活保護受給者を福祉事務所に呼び出して面接することは、緊急を要する場合のみに限定するとともに、所内面接、事務所払い等を実施する場合についても、対人距離を確保した上でマスク着用を心掛けるなど、感染のリスクを最小限にした上実施し、

被保護者及び職員に係る新型コロナウイルス感染拡大防止に十分努めることとしている。

(13) 次官通知、局長通知、課長通知、限度額通知、問答集及び運用事例集の位置づけ

次官通知、局長通知、課長通知及び限度額通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。さらに、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、自身のみを単身世帯として保護の開始を申請したところ、処分庁は、請求人が請求人妻と同一住居に居住していることから、請求人世帯を請求人らで構成されるものとして、請求人妻に対しての調査を依頼していた。
- (2) それに対して、請求人は、請求人世帯は請求人のみであると主張し、請求人妻への調査を拒否した。
- (3) そこで、処分庁は、①請求人妻への調査及び関係資料の提出について何度も請求人に依頼したものの断られたことから法28条5項により、さらに②都事務連絡の趣旨も踏まえて、念のため、請求人世帯を請求人のみの単身世帯として保護の要否判定を行った結果、請求人世帯の収入充当額が基準生活費を上回っていたことから、法24条3項により、本件申請を却下したものと認められる（本件処分）。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めにより適正に行われており、本件処分に当たり行った保護の要否判定についても、

違算等は認められないから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、請求人らは、別世帯であると主張している。しかし、処分庁は、請求人妻に対する調査が十分できなかったことから、新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する都事務連絡の趣旨を踏まえ、念のため、請求人の主張に沿って、請求人のみの単身世帯として保護開始の要否判定を行った上で、本件処分を行っているのであるから、請求人の主張には理由がない。

また、請求人は、請求人世帯の収入は、処分庁が算定した21万円ではなく、請求人らの収入の平均である11万462円であるとして、処分庁が行った保護の要否判定は誤っていると主張する。しかし、処分庁が行った保護の要否判定が、上記1の法令等の定めにより適正に行われていることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

したがって、請求人の主張をもって、本件処分が違法又は不当であるということとはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美